

ISO/TC331 生物多様性に関する 取組等の紹介

2023年8月版
ISO/TC331日本国内審議委員会

目次

- 1. 生物多様性を巡る現状**
- 2. ISO/TC331について**
- 3. ISO/TC331に対する我が国の対応**

生物多様性を巡る現状①

生物多様性とは

地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがいること
そして、それぞれが繋がっていること

1. 「生物の恵み」に依存する人間の生存・生活

(※「ミレニアム生態系評価」における定義から)

① 生きものがうみだす大気と水

② 暮らしの基礎

③ 生きものと文化の多様性

自然と共生してきた智慧と伝統、地域性豊かな風土 等

④ 自然に守られる私たちの暮らし

森林による山地災害の被害の軽減 等



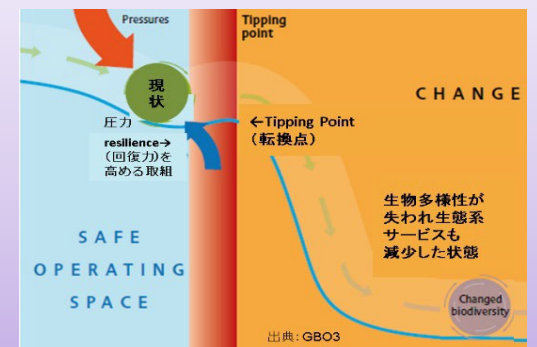
SDGs "wedding cake" illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev
(株)インターリスクリサーチ提供

2. 3つの多様性

(※生物多様性条約における定義から)

- **生態系の多様性**：様々な自然環境があること
(干潟、サンゴ礁、森林、草原 など)
- **種の多様性**：さまざまな種類の生物が存在すること
(地球上の推定生物種 500万～3000万種)
(日本では既知の生物種数は9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超えると推定)
- **種内（遺伝子）の多様性**：同じ種の中に、個体ごとに違いがあること
(例：ゲンジボタルの発光周期 中部山岳地帯より西側：発光の周期は2秒、東側：4秒)

転換点を越えると劇的に変化する可能性



生物多様性を巡る現状②

生物多様性の4つの危機 (「生物多様性国家戦略2023-2030」)

① 開発など人間活動による危機

森林伐採、乱獲など人が引き起こす負の要因による影響



熱帯雨林の破壊

② 自然に対する働きかけの縮小による危機

人手によって維持されてきた里地里山の管理不足、鳥獣による被害の深刻化



耕作放棄、里山放棄

③ 人間により持ち込まれたものによる危機

外来種、化学物質など人間により外部から持ち込まれたものによる影響



アライグマ

④ 地球環境の変化による危機

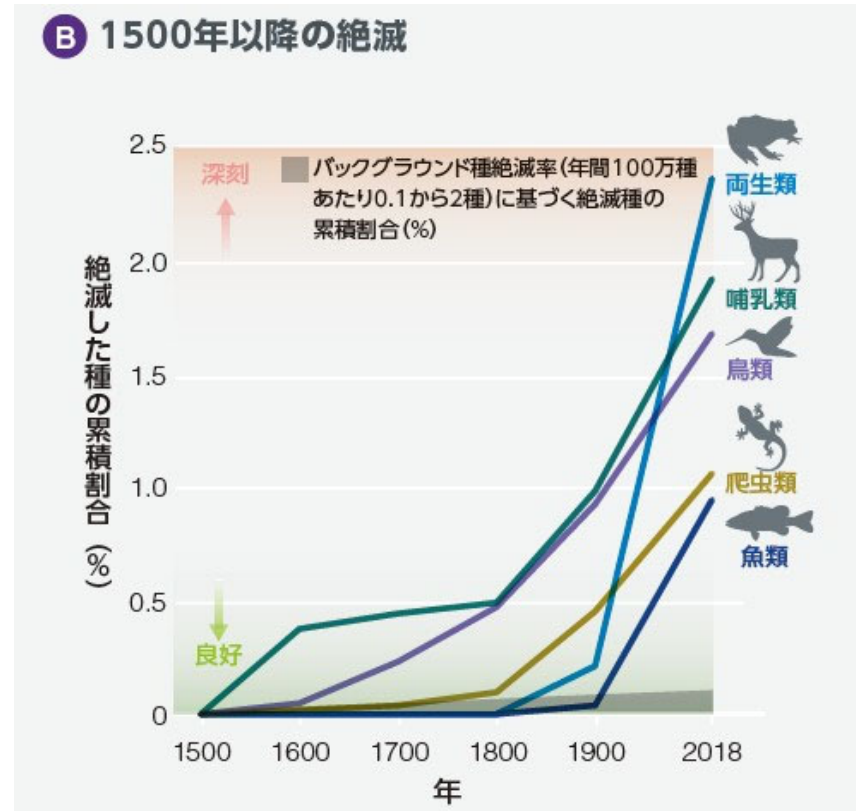
地球温暖化、海洋酸性化など地球環境の変化による影響



生物多様性を巡る現状③

世界の生物多様性の現状 (IPBES報告書2019)

- 種の絶滅速度は、過去1000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速。
- 絶滅速度は過去100年間で急上昇
- 地球上に590万種いると推定されている陸上生物のおよそ9%（約50万種）の種は、生息地の再生なしには今後数10年の間に絶滅する可能性がある。



IPBES地球規模評価報告書より

第6の大量絶滅期とも言われる。

生物多様性を巡る現状④

昆明・モンリオール生物多様性枠組の概要

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

- A**
- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
 - 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
 - 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法なものにする
- 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民協定に統合することを確保
- 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 女性及び女兒、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

生物多様性を巡る現状⑤

生物多様性国家戦略2023-2030の概要(2023年3月)

1. 位置づけ

- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



生物多様性を巡る現状⑥

生物多様性とビジネスとの関わり (生物多様性民間参画ガイドライン (第2版))

事業者には期待される役割は大きい

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性とのかかわりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っているといえます。

既に生物多様性に関する取組を進めている企業も増えています。



生物多様性を巡る現状⑦

生物多様性とビジネスの関わり

■ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）

- ✓ 気候変動に関する企業の情報開示を求めるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に倣い、TNFDは自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織。
- ✓ TCFDが気候危機に、TNFDが生物多様性危機に対応
- ✓ 企業が、自然に関連した依存、影響、リスク及び機会を特定し、評価し、管理し、情報開示するためのフレームワークを提示
- ✓ 2021年設立。2023年3月に最終ドラフト（ベータ0.4版）を公表。2023年9月に最終的な勧告を実施予定。

■ IPBES「ビジネスと生物多様性に関するアセスメント」

- ✓ 生物多様性及び自然がもたらすもの（nature's contribution to people）に対する、ビジネスの依存と影響を評価する方法論等についてアセスメントを実施。
- ✓ 2021年より開始。2025年のIPBES総会で、報告書を承認予定。

ISO/TC331について①

ISOでの専門委員会設置

- 2020年2月
フランス規格協会より、生物多様性に関する新規TC※設立の提案
- 2020年8月 ※TC (Technical Committee (専門委員会)) : 国際規格等の開発を議論する会議体
新TC (TC331、幹事国：フランス)が設立

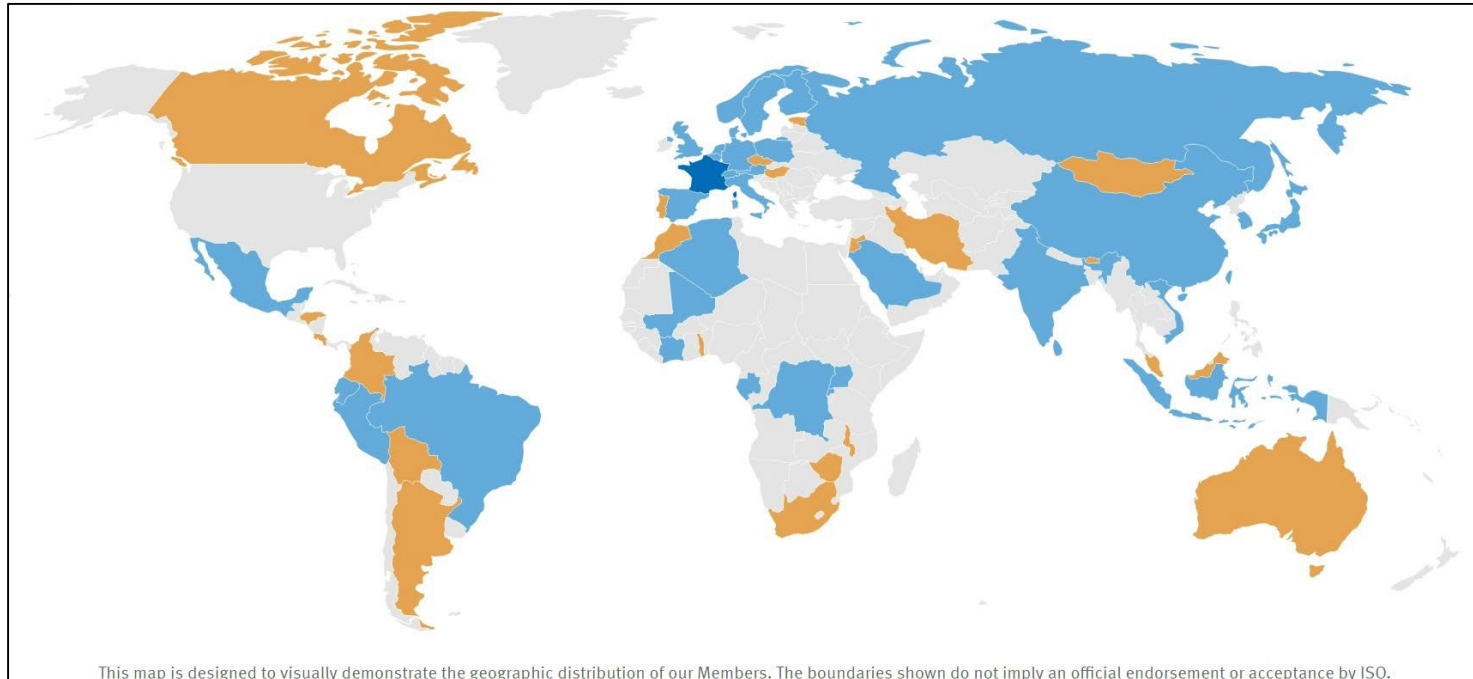
【ISO/TC331「生物多様性」のスコープ（概要）】

すべての組織が持続可能な開発に貢献することを促進するための原則、枠組み、要求事項、ガイダンス及びサポートツールを開発するための生物多様性分野の標準化

- 2021年6月28日～7月2日
TC331第1回国際委員会Plenary会合（バーチャル）開催
- 2022年4月4日～8日
TC331第2回国際委員会Plenary会合（バーチャル）開催
- 2023年4月17日～21日
TC331第3回国際委員会Plenary会合（ハイブリッド）開催

ISO/TC331について②

ISO/TC331の現在の参加国



(出所) ISO TC331ウェブサイトより

Pメンバー(Participating/参加メンバー、委員会内の票決案件への投票権有り)

38ヶ国 (日本、フランス、英国、ドイツ、中国、ブラジルなど)

Oメンバー(Observing/オブザーバーメンバー、委員会内の票決案件への投票権無し)

22ヶ国

ISO/TC331について③

リエゾン

TC190 地盤環境 ; TC322 持続可能な金融 ; TC146 大気質 ; TC147 水質 ; TC34食品 ; TC217化粧品 ; TC207 環境マネジメントシステム ; TC268 持続可能な都市とコミュニティ ; IUCN, PEF, ECOS, GRI, FSC, UNCTAD等

ISO/TC331の構成

TC331

幹事国：フランス
 議長：Mr. Sylvain BOUCHERAND
 幹事：Ms. Caroline Lhuillier
 Pメンバー(正規参加メンバー)：38ヶ国
 Oメンバー(オブザーバーメンバー)：22ヶ国

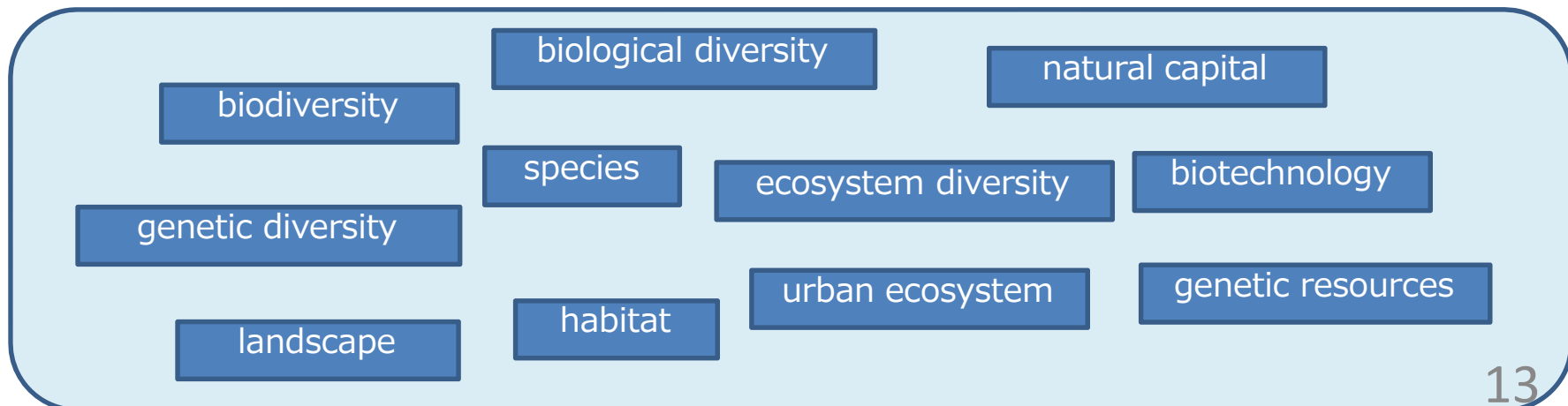
**議長諮問グループ
 CAG (Chair's
 Advisory
 Group)**

WG/A HG	WG1	WG2	AHG3 (今後WG3へ移行予定)	WG4
議題	Terminology	Measurement, data, monitoring and assessment	Protection, conservation and restoration	Organization, strategies and sustainable use
主査	フランス	中国	インド	スペイン
参加国	15ヶ国	14ヶ国	15ヶ国	13ヶ国
提案例	中国 "ISO/NP TS 13208-1 Biodiversity Vocabulary – Part 1: General terms"	英国 "Process for designing and implementing Biodiversity Net Gain (BNG)"	—	フランス "Biodiversity – Strategic and operational approach for organizations - Requirements and guidelines"

ISO/TC331について④

WG 1の概要

- 主査：フランス
- タイトル：用語 (Terminology)
- 活動範囲：
 - ・ TC331を進める上で必要となる生物多様性に関する言葉や概念の定義を行う。
 - ・ 既存の国際的な用語と標準の尊重
 - ・ 国際機関や会議の枠組みの尊重：(e.g. CBD, IUCN, IPBES, Cartagena Protocol, Nagoya Protocol, CITES, SER, FAO, UNEP)及び既存のISO標準
 - ・ 新規用語及び新規定義の検討
- プロジェクト例
 - Vocabulary (中国提案) TS 13208
 - “Biodiversity Vocabulary: General termsの開発

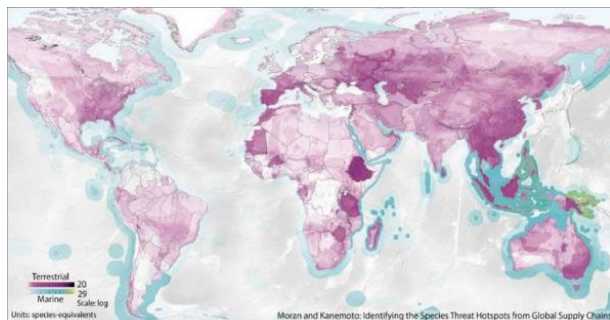


ISO/TC331について⑤

WG 2の概要

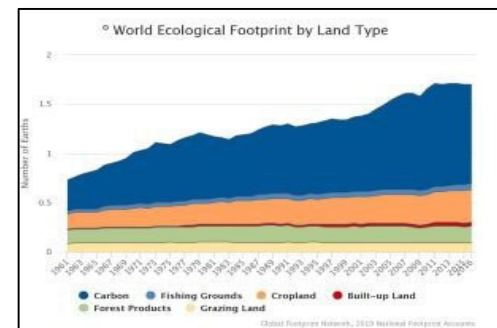
- 主査：中国
- タイトル：測定・データ・モニタリング・評価
- 活動範囲：
 - ・ 影響評価、ライフサイクル評価と報告を含む統合的評価のためのベースライン、指標の補強と強化のため、さらに生物多様性に関する管理の効率化のための、TC331の枠組みにおける生物多様性の測定・データ・モニタリング・評価における標準化
 - ・ 生物レベル及び遺伝子レベルを含む生物多様性を、国外、国内、地域的、保護地域的、及びその他の効果的な地域ベースの保全措置(OECM)を含む空間スケールを対象とする
- プロジェクト例
 - “Process for designing and implementing Biodiversity Net Gain (BNG)” (英国提案)

想定される「測定・評価例」と「指標例」



出典：金本他、Identifying the Species Threat Hotspots from Global Supply Chains、Nature Ecology & Evolution 2017

測定・評価例：日本の生物関連物資にかかる輸入相手国における生物種の状況



指標例：世界のエコロジカルフットプリント

出典：GPN Data、World Ecological Footprint by Land Type、2020

ISO/TC331について⑥

AHG3/WG3の概要

- 主査：インド
- タイトル：保護・保全・回復
- 活動範囲：
 - ・ さまざまなタイプの陸域及び水域生態系における保護、保全、回復における標準化
 - ・ この作業には、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)によって定義された利益を追求するための原則、枠組み、要件、ガイダンス、および支援ツールの開発が含まれる。
 - ・ これらの利点は、次の3つの大きなクラスに分類される。
 - 社会のための自然:人々/生態系の財とサービスへの自然の利益
 - 自然のための自然:自然の本質的な価値
 - 文化としての自然:人間の幸福
- プロジェクト例
現状プロジェクトは無し。一方で、今後WG3へ提案される可能性のある案件としてEcological connectivityとEcological networkの標準化に関する検討が行われている。

ISO/TC331について⑦

WG4の概要

- 主査：スペイン
- タイトル：組織・戦略・持続可能な利用
- 活動範囲：
 - ・ 生物多様性の持続可能な使用に向けた組織及びその戦略をサポートすること
 - ・ 政策、目標設定、行動計画、情報開示をサポートするための、ガイドライン、原則、実施の開発を含む
 - ・ フォーカス領域
 - 他の既存のISO標準との整合及び他のTC331のWGと協調
 - 金融を含む組織の生物多様性への影響と依存、さらにリスクと機会の広い視点
 - 生態系サービスによる利益と生物多様性の持つ価値
 - ダブルマテリアリティの考え方
 - バリューチェーン、バリューネットワーク、直接影響と間接影響/依存、上流と下流
 - 生態系サービス及び生物多様性による社会的価値
- プロジェクト例
 - ① Biodiversity – Strategic and operational approach for organizations - Requirements and guidelines (フランス提案)
 - ② Guide for the characterization of products derived from native species (ペルー提案)
 - ③ Biodiversity and raw material (ドイツ提案)
 - ④ Biodiversity and the food sector (ドイツ提案)

ISO/TC331に対する我が国の対応①

- 2021年12月に国内審議委員会を設置（日本はPメンバーに登録）
- 2022年2月に第一回国内審議委員会を開催

TC331国内審議委員会の主な役割

1. TC331（生物多様性）に関する国際的検討項目（規格案策定、WGの設置、他の委員会との連携など）に対する必要な国内審議を行い、日本の意見をまとめる。
2. 各国から提案されている案件について、賛成・反対・棄権およびコメント案などの日本の意思を決定する。
3. TC331へ必要な日本からの新規提案（規格案、WG設置案、他の委員会との連携案など）について審議し、提案の要否等を決定する。
4. 適正な審議を行うため、関係するステークホルダーの意見を反映させ、日本全体の意見としてまとめる。
5. 審議などに必要な専門家による情報を収集し、共有する。
6. 各分科会からの報告を受け、対応する。

役割	メンバー
委員長	星野一昭（日本国際湿地保全連合 会長）
構成員	委員：香坂玲（WG1主査）、伊坪徳宏（WG2主査）、古田尚也（AHG3/WG3主査）、藤田香、浜島直子（WG4主査） オブザーバー：業界団体、生物多様性イニシアチブ、企業関係者、関係省庁
関係者	環境省、JISC（日本産業標準調査会）
事務局	IGES（地球環境戦略研究機関）、JSA（日本規格協会）

ISO/TC331に対する我が国の対応②

生物多様性国際規格が我が国や世界に与える影響

【環境面での影響】

- 生物多様性条約に基づく世界目標（昆明・モンリオール生物多様性枠組：GBF）やその他国際枠組とよく調整され、実効的な規格となれば、我が国及び世界が共通仕様や共通の物差し・基準で連携して取り組みやすくなり、生物多様性保全・ネイチャーポジティブの実現に大きく貢献する。
- ▲一方で、GBF等と紐付かず、形式的な規格となれば、参加は限られ、仕様や物差しは細分化し、また、グリーンウォッシュを招き、かえって国内外の生物多様性保全の取り組みを阻害する。

【経済面での影響】

- 共通仕様により、より大きな市場が登場するとともに、イコールフットイングにより、生物多様性に配慮した事業者が競争力を持ち、また、あらゆる事業者における持続可能な経営にも貢献する。
- ▲産業の実態に即さない規格となれば、規格適応への費用が増大し、また、規格によって生まれる新たなビジネスに対する競争力を失うリスクがある。



- 官民のオールジャパンでの積極的なルールメイクへの対応が不可欠
- 関係省庁や関係業界を巻き込み、TC331の進展を踏まえて国内体制を順次強化。

ISO/TC331に対する我が国の対応③

国内事務局について

ISO/TC331（生物多様性）国内審議委員会事務局

地球環境戦略研究機関（IGES）

日本規格協会（JSA）

- * 2023年度事業において、IGESとJSAは共同で事務局運営を行っています。
- * 2023年度事業は環境省生物多様性主流化室の委託事業により行われています。
- * 標準化活動全般については、JISC（日本産業標準調査会）の国際標準化Webサイトをご覧ください。
- * 本資料は、環境省のWebサイトにも公開しています。